

◎新たな物価高対策による 阿賀町住宅リフォーム補助金のご案内

- 令和8年1月下旬から申請受付を開始予定としていますので、申請を検討している方は、事前に町内施工業者に見積書を依頼するなど、準備をお願いします。
- 第1弾及び第2弾の当選者世帯は申請できません。
- 今回の申請受付開始よりも前に、着工または完了している工事は対象外となります。
- 新たな予算枠での物価高対策となりますので、第1弾及び第2弾で抽選に漏れた方のうち、すでに着工または完了している工事は対象外となりますので、ご了承願います。
- 令和8年4月以降の着工及び完了が可能となっておりますので、積極的に補助金の活用をご検討願います。

◆問い合わせ 役場 建設課 管理係 ☎92-5765